

議案第 28 号

市川市立国分小学校校舎棟新築工事請負変更契約について

市川市立国分小学校校舎棟新築工事請負変更契約について、次のとおり仮契約を締結したので、市議会の議決を求める。

平成 25 年 9 月 6 日提出

市川市長 大久保 博

記

- 1 工 事 名 市川市立国分小学校校舎棟新築工事
- 2 工 事 場 所 市川市東国分 2 丁目 4 番 1 号
(地名地番 ; 市川市東国分 2 丁目 1 5 2 7 番 1 他 1 1 筆)
- 3 請負代金額 8 3 4 , 1 9 6 , 0 8 5 円
- 4 契約相手方 千葉県市川市真間 3 丁目 1 0 番 2 3 号
株式会社大城組
代表取締役社長 佐々木 建雄
- 5 工 事 概 要 鉄筋コンクリート造 地上 3 階建
建築面積 1 , 8 5 3 . 3 8 平方メートル
延床面積 4 , 8 2 1 . 2 7 平方メートル

理 由

既定予算に基づく市川市立国分小学校校舎棟新築工事について、請負者との間に工事請負変更仮契約を締結したので、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第27号）第2条の規定により提案するものである。

工事請負変更仮契約書

発注者 市川市 と 受注者 株式会社 大城組 とは、平成25年6月17日付で締結した市川市立国分小学校校舎棟新築工事請負契約（以下「原契約」という。）について、次のとおり変更する。

なお、この工事請負変更仮契約書に定めなき事項は、原契約によるものとする。

この契約は、市川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例により、議会の可決を得たとき、本契約が締結されたものとする。ただし、議会の可決が得られないとき、この契約は無効となり、発注者は、損害賠償の責を負わない。

（請負代金の増額）

第1条 平成25年度公共工事設計労務単価の適用に伴い、原契約第4項に定める請負代金額「¥811,650,000のうち取引に係る消費税及び地方消費税¥38,650,000」を¥22,546,085のうち取引に係る消費税及び地方消費税¥1,073,623増額し、「¥834,196,085のうち取引に係る消費税及び地方消費税¥39,723,623」に改める。

（継続費に係る契約の特則の変更）

第2条 原契約約款第39条第1項請負代金の支払に係る予算年割額

「平成25年度 486,990,000円」を13,527,651円増額し

「500,517,651円」に

「平成26年度 324,660,000円」を9,018,434円増額し

「333,678,434円」に

第2項出来高予定額

「平成25年度 486,990,000円」を13,527,651円増額し

「500,517,651円」に

「平成26年度 324,660,000円」を9,018,434円増額し

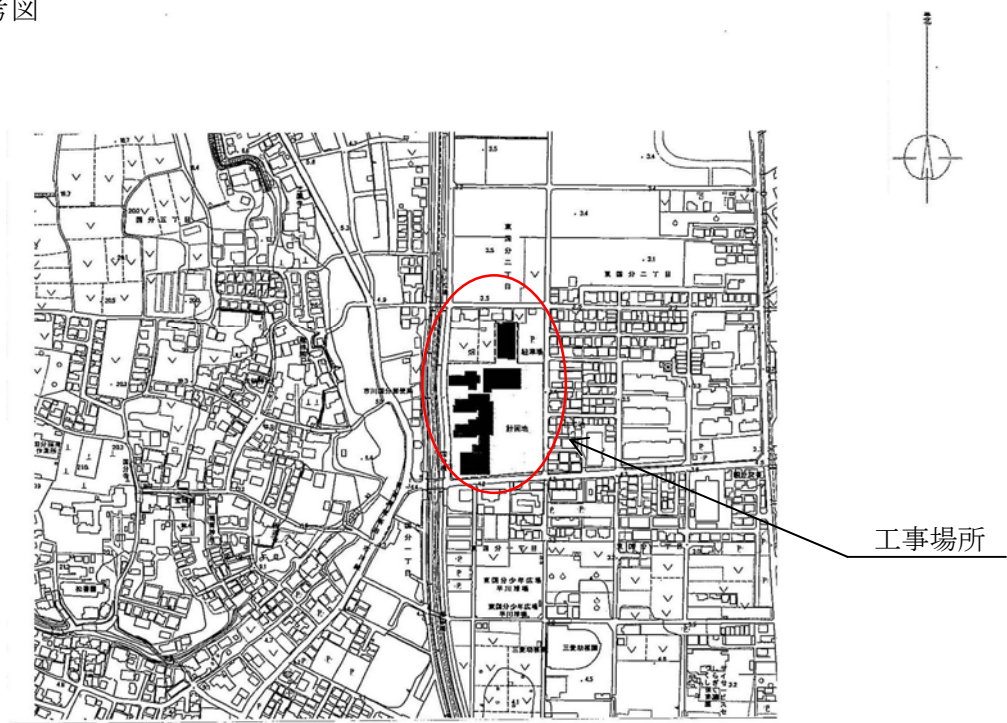
「333,678,434円」に改める。

この契約の証しとして、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

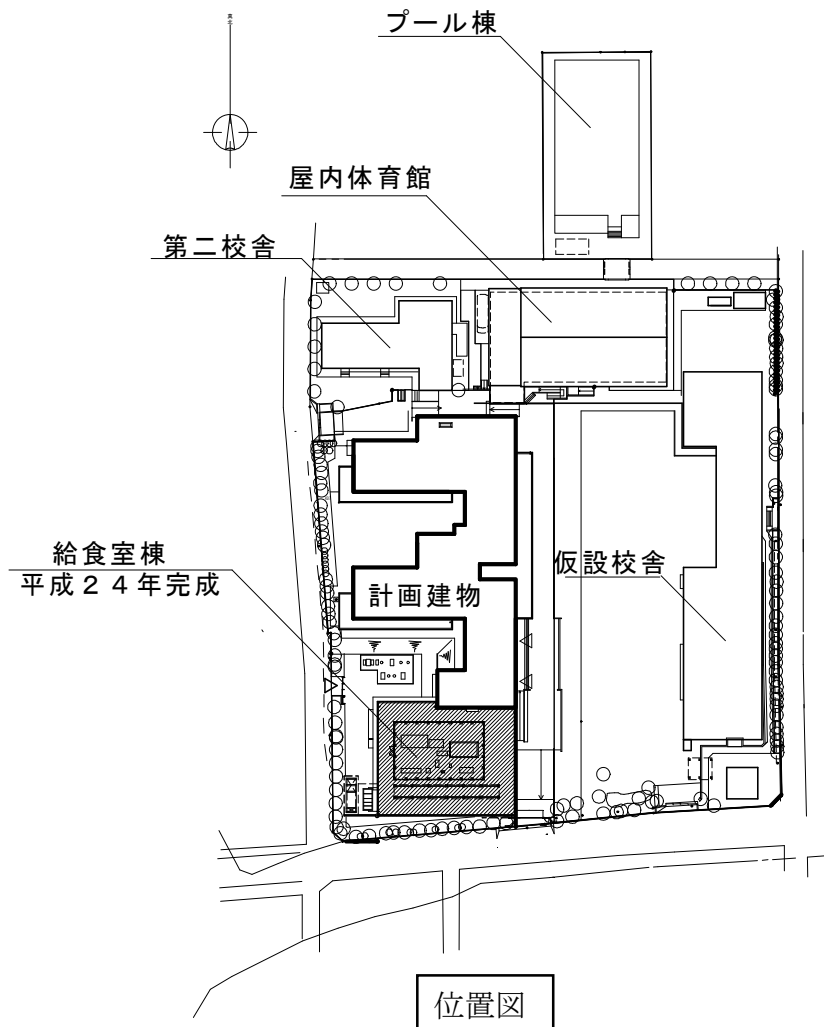
平成25年8月12日

住所	市川市八幡1丁目1番1号
発注者	市川市
氏名	代表者 市長 大久保 博 印
住所	市川市真間3丁目10番23号
受注者	株式会社大城組
氏名	代表取締役社長 佐々木 建雄 印

議案第 28 号の参考図



案内図



位置図